

教職員の出張にかかる条件

※次の①～⑫をすべて満たし、各国外務省等が発出する情報や渡航先国・地域における状況などから安全に渡航ができると判断できる場合や、渡航の必要性・渡航可とする相当の理由や状況と判断できる場合は、外務省の危険情報レベル 1 または感染症危険情報レベル 1 「十分注意してください」同様に、「実施（継続）するが、渡航中は十分な安全対策を講じながら行動する」こととする。

- ① 原則、出発日までにコロナワクチン接種を 3 回終え、14 日以上経過している
- ② 渡航目的について、教員は所属長／学部／学科／部門、職員は所属長／上司の承諾を得られる
- ③ 渡航のために必要な査証（ビザ）を取得できる
- ④ 渡航先国及び経由国において入国または行動制限がなく、安全に出入国できることの確認がとれている
- ⑤ 渡航先での行動制限（移動制限や隔離措置等）がなく、予定通りの活動を行える確認が取れている
- ⑥ 渡航先で滞在する安全な宿舎の確保ができています
- ⑦ 渡航手段の運行が確実である
- ⑧ J-TAS に加入し、J-TAS 指定の東京海上日動の海外旅行保険に加入する
- ⑨ 渡航について、出張者本人が事前に学長宛誓約書を提出している
- ⑩ 渡航先及び帰国地での待機期間日数の合計が目的の出張期間の日数を超えない（日本入国後の待機は出国地および本人のワクチン接種状況によって異なる）
- ⑪ 学期中の渡航の場合、教員は予定通りに出勤できない場合を想定し、事前の代替授業や補講等の準備がある
- ⑫ コロナウイルス感染症対策に起因して発生する諸費用（非感染証明検査費用、隔離期間にかかる費用など）については、大学として新たな予算積算を行わない。

*行先国からワクチン接種が完了していることを求められる場合がある

●実施する全ての出張について、実施決定後に状況の変化が発生した場合は出発を取り止め、または出張を中止する